

参加希望者様

独立行政法人水資源機構 分任契約職

筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件名 推進室事務所給水設備点検業務（オープンカウンター方式）
- 2 履行場所 福岡県朝倉市菱野1142
- 3 履行期間 契約締結の翌日から令和8年3月31日まで
- 4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 別添仕様書のとおり施行が可能であるもの。
- 3 見積書等
 - 1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印して下さい。なお、代表者の印章の押印は省略可能ですが、その場合は余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載して下さい。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
 - 2) 提出方法 FAX、持参又は郵送による。（※FAX番号は、4）に記載された番号）
 - 3) 見積書提出期限 令和7年7月25日 10時 まで
 - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
TEL 0946-25-0113
FAX 0946-25-0133
 - 5) 担当者 経理課 見上 潤
 - 6) 質問書提出期限 令和7年7月18日 12時 まで
※質問の回答については、翌営業日の12時までにHPに掲載します。
 - 7) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は**令和7年7月25日15時まで**とします。
 - 8) その他
 - ① 決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
 - ② 見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。
- 5 その他
 - 1) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 2) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。
 - 3) 見積合わせに参加を希望する者は、見積参加希望届（別紙）をFAXにてご送信下さい。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

- 1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積依頼書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
〇〇工務店	¥500,000-	0	123	$123 + 4 = 127$ $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$ 余り「1」とくじ用順位「1」が合致する $\Rightarrow$ △△組が契約の相手方となる
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
〇〇工務店	¥500,000-	0	123	$123 + 4 + 1 = 128$ $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$ 余り「2」とくじ用順位「2」が合致する $\Rightarrow$ ◎◎工業が契約の相手方となる
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	
◎◎工業	¥500,000-	2	1	

見 積 参 加 希 望 届

独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所が発注する案件について、見積合わせに参加したいので、「オープンカウンター試行実施説明書」に承諾し、見積参加希望届を提出します。

発 注 件 名	
---------	--

会 社 名				
担 当 者 名				
住 所				
電 話 番 号				
ファクシミリ番号				
く じ 用 数 値	<table><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※ 同価格の最低価格が複数あった場合に必要となりますので、任意の数字3文字を記載して下さい。			

宛 先	独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 経理課 見上 電 話 番 号 0 9 4 6 - 2 5 - 0 1 1 3 (代表) ファクス番号 0 9 4 6 - 2 5 - 0 1 3 3
-----	---

推進室事務所給水設備点検業務

仕 様 書

令和 7 年 7 月

独立行政法人水資源機構
筑後川上流総合管理所

第1章 概要

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所（以下「発注者」という。）が施行する「推進室事務所給水設備点検業務（以下「本業務」という。）」に適用するものである。

第2節 履行場所

本業務の履行場所は、次のとおりとする。

福岡県朝倉市菱野1142番地

寺内ダム再生・筑後川水系ダム群連携事業推進室

第3節 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和8年3月31日までとする。

第4節 業務の概要

本業務は、発注者が所管する給水設備の機能維持及び飲用水の衛生管理を目的として、給水設備の保守点検及び水質検査を実施するものである。

第5節 業務数量

本業務にかかる業務数量は、別添「業務数量総括表」のとおりとする。

第6節 業務報告

1. 業務報告書（毎月）及び報告方法

受注者は、設備の点検記録や水質検査結果等について、点検月毎に業務報告書（様式自由）を作成し、速やかに報告するものとする。

なお、毎月の点検報告方法については書面又はメールにより行うこととする。

2. 履行写真（業務報告書に添付）

受注者は、実施状況を写真撮影し、業務報告書とともに提出するものとする。

第7節 提出図書

完成図書は、次のとおり提出するものとする。

- ・報告書（毎月の点検結果を集約及び点検写真状況） 1部

第8節 異常発見時の対応

受注者は、本業務の履行において、設備に不具合等を確認した場合は、速やかに担当職員に連絡し、判断を仰ぐものとする。

また、当該不具合事象にかかる状況の報告及び改善推奨事案については、不具合事象等報告書（様式不問）を作成のうえ、後日発注者あて報告するものとする。

第9節 設計変更

本業務の履行にあたり、補修・調整作業等が必要と判断される事象が確認された場合、協議のうえ、設計内容の変更を行うものとする。

第10節 秘密保持

受注者は、業務の実施にあたり、業務遂行上知り得た秘密に関する事項については、第三者に漏洩しないものとする。

第11節 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、業務が円滑に実施できることを旨とし、その都度担当職員と協議して解決を図るものとする。

第2章 点検業務

第1節 設備の主要仕様

本業務対象設備の主要仕様は、別紙－1「給水設備仕様一覧表」に示すとおりとする。

第2節 業務内容

本業務の具体的な内容、点検時期及び点検回数は、別紙－2「点検計画表」に示すとおり、水質検査の検査項目は、別紙－3「水質調査検査項目表」に示すとおりとするが、取扱説明書に記載のある保守・点検内容を確認し実施するものとする。なお、水質検査にかかる採水箇所の選定については、担当職員の了解のうえ決定するものとする。

第3節 準拠規定

本業務の履行にあたっては、次の基準等に準拠するものとする。

上水試験方法 2020 年版 （公益社団法人日本水道協会）

第4節 支給材料等

次に掲げるものを受注者に無償支給するものとする。

1. 設備の運転操作に必要な電力
2. 作業に必要な低圧電力（ただし、引き渡し可能な場所に限る）
3. その他担当職員が認めたもの

第5節 使用材料等

受注者は、次に示す材料を納入し使用するものとする。

使用前に、材料証明書を提出し、担当職員の了解を得るものとする。

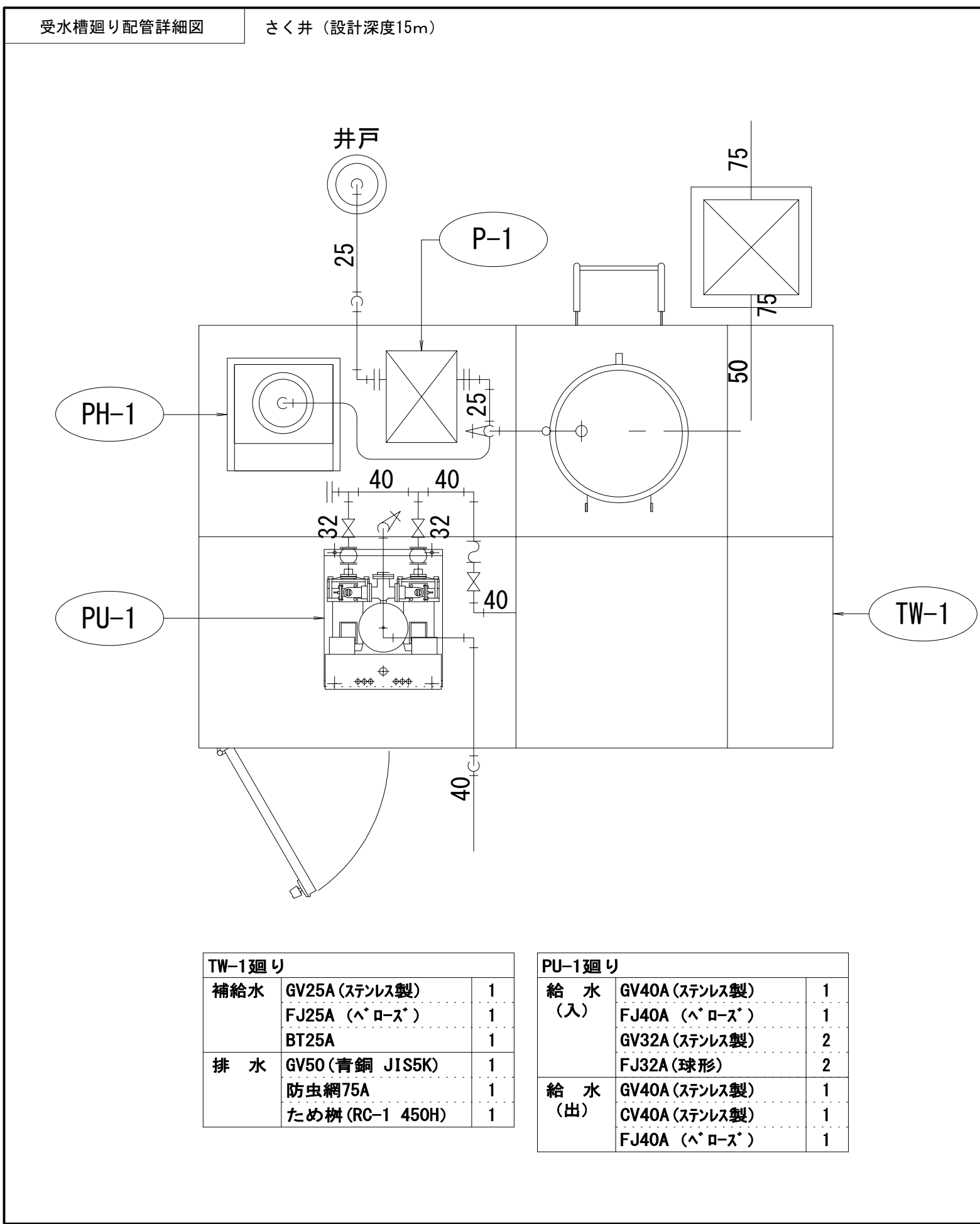
水道用次亜塩素酸ソーダ（20kg／缶） 1 缶

第6節 業務日程の調整

受注者は、業務実施を予定する日の1週間前までに、担当職員と調整のうえ、決定するものとする。

給水設備仕様一覧表

別紙ー 1



機 器 名	メーカー名	規 格 等
受水タンク	日新化成工業(株)	ERP製 4.5m3
加圧給水ポンプユニット	(株)川本ポンプ	KFE32P1.1S2
深井戸用水中ポンプ、砂こし器	(株)川本ポンプ	UFL3形、SFS形
薬液注入装置	(株)タクミナ	薬注システム PTS 120L

機 器 表			
記 号	名 称	仕 様	台 数
TW - 1	受水タンク	機械室一体形 FRP製パネルタンク 耐 震 : 1.0 G 単板 工場組立 計画水量 : 3.0 m ³ 寸 法 : 3.0 × 2.0 × 1.5 H (機械室部 : 1.5 × 2.0 × 1.5 H) 付 属 品 : 通気口、電極棒、マンホール600φ (施設式)、電極用防波筒、非常用水栓13A 入水用防波板、内はしご、外はしご、鋼製受梁台、脚 (溶融亜鉛めっき) 出入口ドア (ガラリ付)	1
P U - 1	加圧給水 ポンプユニット	制御方式 (末端圧力推定制御) 運転方式 (自動並列交互運転) 口径 40φ × 32φ × 80 L/min × 32 m 電源 1φ200V × 1.1 kW (×2) ユニット給水量 150 L/min 付 属 品 : 制御盤、無電圧接点端子付、故障・警報用接点端子付 凍結防止ヒーター、漏電遮断機、電極切替装置、防振架台、他付属品一式	1
P - 1	井戸用ポンプ	深井戸用 (インバーター式)、井戸径 100mm 口径 25φ × 12 L/min × 50 m 電源 1φ100V × 0.45 kW 付 属 品 : 井戸ふた、水中ケーブル、配管クリップ 井戸用電極 (ケーブル付)、砂こし器、アース棒、他附属品一式	1
P H - 1	薬品注入装置	薬注タンク : PE製、角型、容量 100 L 吐 出 量 : 30 mL/min 電源 1φ100V × 0.015 kW 付 属 品 : PVCホース (VP管で保護する)、防振ゴム、標準付属品一式	1

業 務 名	推進室事務所給水設備点検業務		
名 称	給水設備仕様一覧表	図面番号	
		縮 尺	
登録番号		整理番号	
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所			

点検計画表

設備名称・機器名称	点 検 内 容	令和7年度								単位	数量	備 考
		月										
		8	9	10	11	12	1	2	3			
〔屋外給水設備〕												
深井戸用水中ポンプ 加圧給水ポンプユニット 点検	【水中ポンプ運転状態確認】 モータ:絶縁抵抗 ユニット:吐出揚程、電圧、水漏れ アキュムレータ:封入ガス圧力 電装箱:箱内の結露、基板外観、端子の緩み ファインセンサー:ポンプ動作 砂こし器:ストレーナー 【ポンプユニット運転状態確認】 ポンプ:メカニカルシールの水漏れ モータ:絶縁抵抗、外被温度、玉軸受 ユニット:吐出し揚程、電流、電圧、水漏れ アキュムレータ:封入ガス圧力 制御盤:盤内の結露、基板類 圧力発信器:動作	○							○	回	2	(株)川本ポンプ UFL3形 SFS形 KFE32P1.1S2
薬液注入装置	運転状態確認、塩素濃度調整・補給 水道用次亜塩素酸ソーダ(20kg/缶)1缶含む	○	○	○	○	○	○	○	○	回	8	(株)タクミナ 薬注システム PTS120L
受水槽室内	受水槽清掃 排水、清掃、消毒(材料費含む)、給水								○	回	1	日新化成工業(株) FRP製 4.5m3
〔水質検査〕												
水質検査(23項目)	事務所内の水栓1カ所で採水	○								回	1	別紙-3参照
水質検査(11項目)	事務所内の水栓1カ所で採水								○	回	1	別紙-3参照

水質調査検査項目表

別紙－3

○印が本業務における水質検査対象項目

番号	検査項目 (水道法水質基準51項目水質検査)	基準値	検査時期及び検査項目	
			8月～9月の間に1回	2月～3月の間に1回
			23項目	11項目
1	一般細菌	100CFU/ml以下	○	○
2	大腸菌	検出されないこと	○	○
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下		
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	○	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	○	○
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下		
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下		
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		
20	ベンゼン	0.01mg/l以下		
21	塩素酸	0.6mg/L以下	○	
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	○	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	○	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	○	
26	臭素酸	0.01mg/L以下	○	
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	○	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	○	
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	○	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	○	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下		
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下		
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下		
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下		
38	塩化物イオン	200mg/l以下	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下		
40	蒸発残留物	500mg/l以下		
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下		
42	ジオスミン	0.00001mg/L以下		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下		
45	フェノール類	0.005mg/l以下		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	○	○
47	pH値	5.8以上8.6以下	○	○
48	味	異常でないこと	○	○
49	臭気	異常でないこと	○	○
50	色度	5度以下	○	○
51	濁度	2度以下	○	○